

診断書作成上の留意点（知的障害・精神の障害用）

高知県障害福祉課 R2年3月作成

- 1 特別児童扶養手当は、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする障害児を監護（養育）している方に支給する手当」で、提出された診断書により判定します。
診断書の所定の欄に記載がない場合には、その欄については、障害がないものとして判定することになります。
- 2 したがって、障害がある場合には、**日常生活における援助の必要性等か具体的に判別できる状況**を記載してください。**特記事項等がある場合には、備考欄に詳細に記入願います。**
- 3 なお、**障害の状態とは「障害の原因となった傷病が治った状態又は固定した状態」をいうもので、傷病発生直後に御提出いただいても、判定困難（却下）となる場合があります。**
- 4 診断書の項目については、いずれの項目も障害の内容やその程度を判定する重要な要素となりますので、できるだけ**具体的かつ詳細に記載していただくことが必要です。診断書に具体的な記載がなく判定が困難な場合には、返戻の上、追記をお願いする場合があります。**
- 5 特に、**障害の内容やその程度を示す特徴的な内容を例示する**など具体的な内容を記載願います。
- 6 障害の内容やその程度を示すに当たり、診断書の他に、客観的な数値等を記載した検査結果等を添付していただくことは差しつかえありません。
- 7 **乳幼児期（3才未満）の申請については**、日常生活の自立度及び困難性が年齢によるものなのか、障害によるものなのかを判定することが困難な場合もあり、その際には、再度申請していただくこともあります。
- 8 下記に項目ごとの注意事項を記載しますので参考にしてください。

①障害の原因となった傷病名 ICD-10 コード ()	<ul style="list-style-type: none">■ 知的障害、精神の障害に関する傷病名を必ず記載してください。 知的障害・精神の障害以外の傷病名（超低出生体重児、不登校等）のみの記載で提出された場合は、確認または返送することがあります。■ ICD-10 コードは必須項目です。必ずコードをご記入してください。（例：中等度知的障害 F71）
⑥これまでの発育・養育歴等	<ul style="list-style-type: none">■ ア.発育・養育歴については、具体的に記載してください。■ イ.教育歴 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校) の選択については 保護者に確認して記載してください。 記載抜かりが多いのでご注意ください。
障害の状態 (令和 年 月 日現症)	<ul style="list-style-type: none">■ 日付の記載抜かりが多いのでご注意ください。 ★現症日と診断日に1ヶ月以上乖離がある場合、確認または返送することがあります。

⑦～⑪について	<p>■該当する項目に○をし、○をした項目については、必ず右側の欄に症状・処方薬、日常生活への支障の程度およびその頻度等を具体的に記載してください。</p> <p>■該当する症状等がない場合、それぞれの欄を斜線で抹消してください。★該当する項目に具体的な記載がない場合は、返送することがあります。</p>
⑦知能障害等 1 知的障害 知能指数又は発達指數 テスト不能 判定	<p>■検査については、最新の検査結果をご記入下さい。 有期再認定の方は、前回の診断書作成日以降、直近の検査結果を記入してください</p> <p>■テスト不能の場合、右側の記載欄に具体的にその状況を記載してください。</p> <p>■判定については、下記を参考に選択をお願いします。 <参考>※厚生労働省による知的障害児（者）基礎調査 *知能水準の区分より抜粋 おおむね IQ51～70 → 軽度 おおむね IQ36～50 → 中度 おおむね IQ21～35 → 重度 おおむね IQ20 以下 → 最重度</p>
⑬日常生活能力の程度	<p>■⑬ 1～7について、(全介助・半介助・自立)等各項目を必ず選択してください。</p> <p>■1～7の内容について、日常生活への適応状況等を具体的に記載欄に記入してください。</p> <p>★日常生活能力の程度と総合判定に差異がある場合は、再確認することがあります。</p>
⑭要注意度	<p>■必ず選択してください。</p>
⑮医学的総合判定	<p>■認定基準に沿って、重度・中度・軽度 を記載してください。 また、その根拠を明確に記載してください。</p>
⑯備考	<p>■児童の日常生活の困難度、治療の経過等、上記総合判定で判断した理由や、「備考欄」以外の欄に書き切れない事項について記載してください。</p>
その他	<p>■医療機関名、住所の記載、押印が抜かることが多いのでご注意ください。</p> <p>■診断書に書ききれない場合、別紙で添付して提出してください。 その際は、医師が記入したことがわかるよう署名・押印をお願いします。</p>